

寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの事務取扱に係る規準

平成30年 6月 8日

生活環境エコタウン課

(趣旨)

第1条 この規準は、町内における太陽光発電施設の設置に関し、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の届出等に必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規準において使用する用語は、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(対象)

第3条 この規準は、ガイドラインに規定する定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設の設置を対象とする。

(法令に基づく手続等の確認)

第4条 ガイドライン第4条で規定する事項の内容について、設置者に別紙1を提出させ、規制の有無の確認を行うこととする。

(届出書の添付書類)

第5条 設置者がガイドライン第5条第2項の届出をする場合、次に掲げる書類を添えて町へ提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 土地利用計画図（設備配置図、雨水排水計画図、造成工事計画図）

(3) 発電施設の立面図

(4) 工事の工程表、現況写真（着工前、着工後）

(5) 設備等の仕様書（発電施設の製品カタログ等）

(6) 経済産業省発行の事業計画の認定通知書の写し

(7) 説明会等実施報告書

(8) 太陽光発電施設の設置に係る事前調査打ち合わせ表（別紙2）

(9) その他町が必要と認める書類

2 設置者がガイドライン第5条第3項の変更届出書の提出、並びに同条第4項の設置完了届出書の提出をする場合、その内容がわかる書類及び必要に応じ前項各号を添えて町へ提出するものとする。

3 前々項第8号の別紙2については、定格出力10キロワット以上50キロワット未満の施設を設置する場合でも、太陽光発電施設の工事に着手する日の30日前までに、提出を求める。

(遵守すべき事項の内容)

第6条 ガイドライン第6条で規定する事項の内容について、設置者に別紙3を提出させ、提出時に審査することとする。

(関係法令等違反)

第7条 太陽光発電施設事業に関して、関係法令等の違反が発見された場合、関係部局へ情報提供を行うとともに、必要とされる書類の提供等を行うこととする。

(その他)

第8条 この規準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 この規準は、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日)

この規準は、決裁の日から施行する。

関係法令等の手続状況報告

年 月 日

設置者 住所
氏名
連絡先

寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第4条に基づく法令等に基づく手続状況を下記のとおり提出します。

発電施設区域 寄居町大字 字

	法令等名	該当の有無	現況	手続(予定) 年月日	関係機関	担当者
1	国土利用計画法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 土地水政策課	
2	電気事業法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		関東東北産業 保安監督部	
3	火薬類取締法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 化学保安課	
4	環境影響評価法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 環境政策課	
5	埼玉県環境影響評価条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 環境政策課	
6	土壤汚染対策法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	
7	埼玉県生活環境保全条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	
9	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	
10	寄居町土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		生活環境 エコタウン課	
11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		関東地方 環境事務所	
12	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 みどり自然課	
13	埼玉県オオタカ等保護指針	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 みどり自然課	
14	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	

	法令等名	該当の有無	現況	手続(予定) 年月日	関係機関	担当者
15	埼玉県立自然公園条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		北部環境管理 事務所	
16	農地法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		大里農林振興 センター	
17	農業振興地域の整備に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		農林課	
18	森林法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		寄居林業 事務所 農林課	
19	埼玉県水源地域保全条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		寄居林業 事務所	
20	道路法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所 建設課	
21	河川法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所 建設課	
22	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		埼玉県 河川砂防課	
23	砂防法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所	
24	埼玉県砂防指定地管理条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所	
25	地すべり等防止法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所 寄居林業事務所	
26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所	
27	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷県土整備 事務所	
28	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷建築安全 センター	
29	都市計画法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷建築安全 センター	
30	景観法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		都市計画課	
31	建築基準法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		熊谷建築安全 センター	

	法令等名	該当の有無	現況	手続(予定) 年月日	関係機関	担当者
32	文化財保護法	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		生涯学習課	
33	埼玉県文化財保護条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		生涯学習課	
34	寄居町文化財保護条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		生涯学習課	
35	寄居町税条例	有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定		税務課	
		有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定			
		有・無・ 確認中	手続済・手続中 ・手続予定			

※ 上記に記載されていない法令等については適宜追加し確認すること。

太陽光発電施設の設置に係る事前調査打ち合わせ表

設置者氏名

代理人氏名

発電施設区域 寄居町大字 _____ 字 _____

下記のとおり事前調査打合せを行いました。

課 名	項 目	意見内容	担当者 確認印
建設課 2 F	道路法 河川法 等		
都市計画課 2 F	国土利用法 都市計画法 建築基準法 景観法 等		
農林課 4 F	農地法 農業振興地域の整 備に関する法律等		
教育委員会 生涯学習課 5 F	文化財保護法 等		
税務課 1 F	寄居町税条例		
生活環境エ コタウン課 2 F			

問合わせ先：生活環境エコタウン課生活衛生班

電 話：048-581-2121

内線 221

遵守すべき事項の内容

年 月 日

設置者 住 所
氏 名
連絡先

寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条に基づく遵守すべき事項について下記のとおり提出します。

発電施設区域 寄居町大字 字

項 目	有・無	備考（日付等）
1 周知及び協調		
・ 工事や施設設置の概要、連絡先などを記した看板等の設置		
・ 事業計画の初期段階での隣接住民等への回覧や戸別訪問等の周知状況		
・ 隣接住民等への説明会の開催		
・ 隣接住民等からの要望・意見等に対する書面での回答		
・ 苦情が寄せられた場合の対策方法		
2 災害防止対策・雨水流出対策		
・ 土地の造成工事		
・ 木竹伐採による木竹の処理方法		
・ 河川・水路の管理者との協議		
・ 雨水排水路計画、調整池、地下浸透施設等の設置		
・ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留等）		
・ 急傾斜の土地への設置に対する災害防止の対策		
3 地形や樹木への対策		
・ 伐採は自然環境への配慮から最小限であるか		
・ 希少動植物の保護や生態系の維持に配慮		
・ 除草剤等の薬剤を使用する場合、周辺環境への配慮		
4 環境への保全		
・ 周辺環境と調和する色彩の利用		
・ 騒音、振動対策		
・ 反射光、反射熱等の対策		
・ 住宅地に隣接して設置する場合、問題が生じないための対策		
・ 設置工事等で重機の使用や大型車等の通行に伴う砂埃等の飛散、水質汚濁並びに騒音防止への対策		
5 撤去時の対応策		
・ 事業廃止時、施設の速やかな撤去、関係法令に基づく処分計画の記載		
・ 撤去後の跡地について、そのまま放置しない旨の計画の記載		